新宮市規則第３１号

新宮市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

新宮市長　上田　勝之

新宮市規則第３１号

新宮市会計規則の一部を改正する規則

新宮市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年９月３０日

新宮市長　上田　勝之

新宮市会計規則の一部を改正する規則

新宮市会計規則（平成17年新宮市規則第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句に対応する改正後の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の下線が引かれた字句を削る。

改正後	改正前
（支出命令） 第29条　（略） ２　同一の支出科目から同時に２人以上の債権者に対して支出しようとするとき**又は複数の支出科目から同時に同一の債権者に対して支出しようとするとき**は、前項の支出命令を集合して発することができる。 ３～５　（略） （口座振替） 第56条　（略） ２　（略） ３　会計管理者は、第１項の規定により、債権者より当該預金口座への口座振替申出を受けたときは、口座振替依頼書に指定金融機関を受取人とする小切手**又は払戻請求書**を添えて指定金融機関に交付するとともに債権者に口座振替（支払）通知書を送付しなければならない。ただし、市長が指定するものについては、この限りでない。	（支出命令） 第29条　（略） ２　同一の支出科目から同時に２人以上の債権者に対して支出しようとするときは、前項の支出命令を集合して発することができる。 ３～５　（略） （口座振替） 第56条　（略） ２　（略） ３　会計管理者は、第１項の規定により、債権者より当該預金口座への口座振替申出を受けたときは、口座振替依頼書に**、余白に「口座振込」と記載した**指定金融機関を受取人とする小切手を添えて指定金融機関に交付するとともに債権者に口座振替（支払）通知書を送付しなければならない。ただし、市長が指定するものについては、この限りでない。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。